## 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新光会の理事及び監事の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(理事会及び監事会の出席)

- 第3条 役員が理事会に出席したとき及び監事会に出席したときは、別表1により報酬及 び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び監事の報酬)

- 第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその 業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が監事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務 にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

- 第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第6条 役員員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

- 第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。 付 則
  - 1 この規程は、平成22年4月1日より適用する。
  - 2 この規定は、平成29年4月1日より一部改正する。